

## 福島市文化芸術に係る全国大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術の振興及び文化芸術活動の活性化を図るため、福島県予選大会又は東北大会予選大会等により文化芸術に係る全国大会等の出場権を獲得し出場する個人または団体に対する激励金の交付に関して、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする大会)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭
- (2) 国及び地方公共団体、その他これらに準ずる機関(政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。)、新聞社等が主催する全国規模以上の大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会
- (3) その他市長が特に必要と認める全国規模以上の大会

(交付の対象)

第3条 激励金は、次に掲げる要件に該当する個人又は団体に対して交付する。

- (1) 市内に住所(団体の場合、活動の本拠地及び出場者の住所)があること。
  - (2) 団体においては、規約又は会則等(以下「規約等」という。)を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
  - (3) 団体においては、会計経理が明確であること。
  - (4) 小・中・高・大学生等の団体(以下「学生等団体」という。)の場合は、学校長又は学長等の機関代表者が認めた団体(機関代表者名で申請すること)であること。
- 2 前項の激励金の交付は、同一年度内において全国大会等のうち国内で開催される大会につき1回を限度とし、国外において開催される大会についても同様とする。

(適用除外)

第4条 前2条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。

- (1) 全国大会等の開催地が福島県内の場合
- (2) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が全国大会等の開催地に行くことなく出場できる場合
- (3) 県またはこれに準ずる区域を超える規模の予選会等を経ずに出場できる場合(厳正かつ明確な基準による審査等を経て推薦等により出場する場合を除く)
- (4) 応募者の全てが出場できる場合
- (5) 当該全国大会等出場に対し、他の助成金等の対象となっている場合
- (6) 全国大会等主催者が、旅費・宿泊費等出場に係る費用を負担する場合
- (7) 交流、親睦等を図ることを主な目的とする場合

(激励金の交付額)

第5条 激励金の額は、別表第1に掲げる額とする。

(激励金の交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、原則、全国大会等が開催される日の10日前までに、

福島市文化芸術に係る全国大会等出場激励金交付申請書（様式第1号）に、以下に掲げる関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 全国大会等の開催要項
- (2) 全国大会等の参加申込の写し及び出場者の氏名、住所を記載したもの
- (3) 予選会の結果又は選考会を経たことがわかるもの
- (4) 団体（学生等団体を除く）の場合は、規約等、会員名簿、収支予算書等会計経理が明確であることがわかるもの
- (5) その他市長が必要と認めたもの  
(激励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、この要綱に適合すると認めるときは、激励金の交付を決定する。

2 市長は、激励金の交付を決定したときは、その内容を申請者に福島市文化芸術に係る全国大会等出場激励金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1条に規定する軽微な変更は、次の変更とする。

- (1) 団体申請において、一部の出場者の欠場による人数の変更（激励金の額に影響しない場合に限る。）
- (2) その他、激励金の額に影響しない軽微な変更  
(実績報告)

第9条 激励金の交付決定を受けた者は、全国大会等の終了後30日以内に福島市文化芸術に係る全国大会等出場実績報告書兼請求書（様式第3号）を市長へ提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、激励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき激励金の額を確定し、速やかに福島市文化芸術に係る全国大会等出場激励金交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、激励金の交付決定又は激励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した激励金の返還を命ずることができる。

- (1) 全国大会等に出場しなかった場合
- (2) 虚偽の申請、その他不正な行為があった場合
- (3) その他本要綱の趣旨等に反すると市長が判断した場合

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の激励金等から適用する。

(福島市文化団体育成補助金交付要綱の廃止)

福島市文化団体育成補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

令和6年度分以前の予算により支出された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の激励金等から適用する。

別表第1

	個人	団体
全国大会等 (国内開催)	1人 10,000円	1人 10,000円 (市内に住所を有する出場者のみ算定) (1団体につき 100,000円限度)
全国大会等 (国外開催)	1人 30,000円	1人 30,000円 (市内に住所を有する出場者のみ算定) (1団体につき 300,000円限度)